5　学校法人等は、前項の規定に基づき第一項の規定の適用が停止された月から、基準日から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、文部科学省令で定めるところにより事業団に前項の規定に基づく停止の解除の申出を行うことができる。

6　第一項の申出をした学校法人等が、当該学校法人等の負担すべき短時間加入者に係る掛金を負担していないときは、その負担をしていない月以降の月分の掛金については、同項の規定は、適用しない。

7　第一項の規定は、同項の申出があった日の属する月から通算して三十六月間の各月の短時間加入者に係る掛金について適用する。ただし、第四項の規定により第一項の規定の適用を停止した月から第五項の解除の申出をした日が属する月の前月までの間の各月は通算しないものとする。

（短期給付等事務に係る掛金の負担の割合及び納付義務に関する特例）

第五条　前条の規定は、私立学校教職員共済法第二十二条第二項に規定する短期給付等事務に係る掛金について準用する。この場合において、前条第一項中「第六級」とあるのは「第九級」と、「第二十三条第一項」とあるのは「第二十三条第二項」と、「附則別表第一各号」とあるのは「附則別表第二各号」と、「附則別表第一に」とあるのは「附則別表第二に」と読み替えるものとする。

（文部科学省令への委任）

第六条　前二条に定めるもののほか、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）附則第四十一条の規定に基づき設ける特例に関し必要な手続その他の事項は、文部科学省令で定める。

附則別表第一（附則第四条関係）

一　附則第四条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十
第三級	百分の十四
第四級	百分の九
第五級	百分の五
第六級	百分の二

二　附則第四条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合

附則別表第二（附則第五条関係）

一　附則第五条において準用する附則第四条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五
第二級	百分の二十
第三級	百分の二十五
第四級	百分の二十五
第五級	百分の二十
第六級	百分の十四
第七級	百分の九
第八級	百分の五
第九級	百分の二

二　附則第五条において準用する附則第四条第一項の申出があった日の属する月から通算して二年を経過した月から、当該申出があった日の属する月から通算して三年を経過した月の前月までの期間　次の表の上欄に掲げる標準報酬月額の等級に応じて、それぞれ同表の下欄に定める増加負担割合

標準報酬月額の等級	増加負担割合
第一級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第二級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第三級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第四級	百分の二十五に二分の一を乗じて得た割合
第五級	百分の二十に二分の一を乗じて得た割合
第六級	百分の十四に二分の一を乗じて得た割合
第七級	百分の九に二分の一を乗じて得た割合
第八級	百分の五に二分の一を乗じて得た割合
第九級	百分の二に二分の一を乗じて得た割合